

新規就農者施設園芸促進ハウス新設補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新規就農者の確保、育成及び定着を図り、就農を目指す就農希望者及び新規就農者等の就農環境の整備や経営安定のため、仁木町農業の基幹品目となっている施設野菜の高品質安定生産や産地化を推進し、生産基盤となるパイプハウスの新設を支援することを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業は、施設用野菜のパイプハウスを新設する農業者（以下「事業参加者」という。）からの要望に基づき事業実施主体が購入する施設園芸用パイプハウスのパイプ（以下「資材」という。）の費用を予算の範囲内で補助する。

(事業実施期間)

第3条 本事業実施期間は、平成31年度及び平成32年度の2か年とし、その実施については各年度の予算の範囲内において行う。

(補助対象者)

第4条 本事業の補助対象者は新たに経営を開始して3年以内で、10アール以上の農地を耕作する仁木町在住の個人農業者のうち次のとおりとする。ただし、農地所有適格法人等は対象外とする。

- (1) 仁木町農業担い手育成に関する条例（平成11年仁木町条例第12号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する新規就農予定者及び条例第2条第2項に規定する就農者であって、条例第3条に規定する「就農計画」の認定を受けている者
- (2) 北海道農業次世代人材投資事業による農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を受けている者
- (3) 事業実施主体の代表者及び農業委員会長が新規就農者であることを認めた者

(補助要件)

第5条 本事業の補助要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 設置した年度若しくは翌年度から野菜を栽培し、設置前年度の野菜栽培ハウス面積に対して、増加若しくは維持が見込まれること。
- (2) 新設、建替及び増設を対象とし、既存のパイプハウスの改修、補強、部材の交換及びビニール等の被覆資材は対象としない。
- (3) 事業参加者1戸の補助対象面積は年間10アール以内で、2年間合計で20アール以内とする。ただし、過去に町が実施した同種の事業で実施した面積を含むものとする。
- (4) 資材を使用して、当該事業年度内に事業参加者の耕作する圃場にパイプハウスが設置されていること。

(補助率)

第6条 本事業の補助率については3分の2以内とする。また、本事業の事業参加者各々の補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、切り捨てて補助するものとする。

(事業実施主体)

第7条 本事業に係る事業実施主体は、新おたる農業協同組合とする。

(財産管理台帳の作成)

第8条 本事業の実施にあたり、事業実施主体は財産管理台帳を作成し、管理することとする。

(事業計画書)

第9条 事業実施主体は、第2条による事業に係る補助金を受けようとするときは、事業実施計画書(別記第1号様式)を作成し、町長の承認を受けるものとする。

(補助金)

第10条 補助金は、仁木町補助規則(昭和57年仁木町規則第4号)に基づき交付する。また、交付申請時には事業参加者の事業申込書(別記第2号様式)の写し、若しくは、これにかわるものを添付する。

(補助金の返還)

第11条 事業実施主体は本事業を実施するにあたり、第5条第4項に記載のとおり事業を実施する当該年度内にパイプハウスが設置されていない場合、対象となる事業参加者分について補助金を返還する。

2 事業効果を発揮する5年間継続して設置されていない場合も前項と同様とする。

(その他)

第12条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別記第1号様式

年度 新規就農者施設園芸促進ハウス新設補助事業実施計画書

事業実施 主 体					
事業期間	年 月 日		～	年 月 日	
事業対象者	事業参加戸数（事業参加者及び設置場所は別紙添付）				
総事業費	千円	補助対象 経費	千円	補助率 補助金要望 額	千円
施行場所 （所在地）					
[事業の内容 構造、規格、数量、単価、金額等]					
[事業の目的（戦略）、効果]					

別記第2号様式

事業申込書

年 月 日

新おたる農業協同組合 様

住所 _____

氏名 _____ ㊟

私は、 年度新規就農者施設園芸促進ハウス新設補助事業について申し込みます。